

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和2年1月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900411号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900084号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和32年11月から昭和33年2月1日まで
② 昭和39年*月*日から昭和40年*月*日まで

請求期間①については、昭和33年2月1日にA社の厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、同年*月*日に亡くなった祖母への見舞品を同社からの給与で購入しており、同社には昭和32年11月に入社した記憶がある。また、請求期間②においては、育児のため休職していた期間であるが、A社の厚生年金保険の被保険者であったはずである。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、A社に昭和32年11月に入社し、昭和39年*月*日から昭和40年*月*日までの期間は休職中であつたが、当該期間も同社の厚生年金保険被保険者であつたはずである旨主張しているものの、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も連絡先が不明である上、請求者は事業主及び同僚への照会を希望しておらず、照会を行うことができない。

また、A社に係る請求者の雇用保険の加入記録は確認できない上、同社が加入していたB健康保険組合は、当時の記録が保存されておらず、請求者の健康保険の加入記録は確認できない旨回答している。

さらに、請求期間②について、請求者は、A社に実際には働いておらず、育児のため休職中であつたとしているところ、当該期間中の給与の支給及び厚生年金保険料の支払いの有無について、不明である旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情がない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。